

【様式2】

②食育月間以外の月の取組

提出都道府県名 政令指定都市名	京都市
取組市町村名 取組団体・企業名	京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 京都市営保育所
取組の名称	「おぼんざいの日」の実施
実施時期	毎月1, 10日（土日祝を除く） ※8月は18日に、「おきまり料理」として実施
取組内容	<p>京都市営保育所では、子どもたちが京都ならではの食文化に慣れ親しむために、日常的に「おぼんざい（伝統的な日常のおかず）」を給食に取り入れています。</p> <p>特に、食育読本「京の子どもおいしおす倶楽部」にちなんで、毎月1日と10日を「おぼんざいの日」とし、年間計画で決められたおぼんざいを、献立に取り入れています。</p> <p>令和2年度 京都市保育所献立（おぼんざい年間計画） https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000265408.html</p> <p>食育読本「京の子どもおいしおす倶楽部」 https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000094081.html</p>